

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月25日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第5号

## 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和40墨田区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (表)

世帯台帳		費用負担区分			世帯番号		保護歴	
地区別	保護第	係	担当員 ( )		訪問類型	世帯類型		
居住地又は現在地					保護開始			
電話					フリガナ			
					世帯主氏名			
住民登録地					居住の始期			
本籍					筆頭者		続柄	
同居して生計を同じくする者	氏名	続柄	性別	生年月日	学歴 職業	病名・ 通院先等	他法の給付	
	個人番号							
	1							
	2							
	3							
4								
世帯分離	世帯分離の有無		世帯分離要件					
	氏名	続柄	性別	生年月日	職業等	住所	他法の給付	
	1							
2								
親族等	氏名	続柄	性別	生年月日	職業等	住所	電話番号	備考
	1							
	2							
	3							
	4							
5								
特記事項								

第2号様式（裏）

住居の状況	建物種別	敷金		階建	建物構造	台所	便所	風呂
		地代			階部分			
	床面積	家賃		住環境		エアコン		
		共益費						
	居住期間		契約期間		から年更新	滞納		
	建物種別	敷金		階建	建物構造	台所	便所	風呂
		地代			階部分			
	床面積	家賃		住環境		エアコン		
		共益費						
	居住期間		契約期間		から年更新	滞納		
資産・負債	不動産			債権者	未返済額	返済方法期間その他		
	動産							
	動産							
他法・他施策	年金							
	手当等							
	氏名	種類	手帳番号	等級・程度	備考			
				級(度)				
			級(度)					
福祉電話		緊急通報システム		その他				
介護扶助	居宅介護	訪問介護	訪問入浴介護	福祉用具貸与	訪問看護	通所介護	訪問リハビリ	
		通所リハビリ	居宅療養管理指導	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入所者生活介護	認知症対応型共同生活介護	
	施設介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設				
	氏名	被保険者番号	徴収方法	要介護度	介護支援事業者(ケアプラン作成者)		備考	
						電話		
					電話			
要意見書	家族関係							

## 付 則

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式により作成した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。